

大洗研究所(南地区)高速実験炉原子炉施設(「常陽」)の新規制基準への適合性確認に係る補足技術資料提示予定(2019.11.18時点)

△:補足技術資料提示(ヒアリング:予定)

○:補足技術資料改訂版提示(ヒアリング:予定)

▲:補足技術資料提示(ヒアリング:実績)

●:補足技術資料改訂版提示(ヒアリング:実績)

★:補足技術資料提示(会合:実績)

条文	2019年												2020年					
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
第32条 炉心等(第1~3項)	▲	★	→	●	★													
第32条 炉心等(第4項)	▲	★																
第29条 実験設備等																		
第43条 試験用燃料体																		
第19条 反応度制御系統																		
第59条 原子炉停止系統																		
第13条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	▲	→	●	★	→	●	★	→	★	●	★	→	●	★	→	★		
第12条 安全施設(第1項)	▲																	
第12条 安全施設(第2項)																		
第12条 安全施設(第3~6項)																		
第18条 安全保護回路																		
第50条 原子炉制御室等																		
第58条 計測制御系統施設																		
第22条 放射性廃棄物の廃棄施設(被ばく評価を除く)																		
第23条 保管廃棄施設																		
第55条 一次冷却系統設備																		
第56条 残留熱を除去することができる設備																		
第57条 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備																		
第28条 保安電源設備																		
第42条 外部電源を喪失した場合の対策設備等																		
第44条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設																		
第60条 原子炉格納施設																		
第7条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止																		
第10条 誤操作の防止																		
第11条 安全避難通路等																		
第30条 通信連絡設備等																		
第22条 放射性廃棄物の廃棄施設(被ばく評価)																		
第24条 工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護																		
第25条 放射線からの放射線業務従事者の防護																		
第51条 監視設備	※ 同一敷地内に設置されている大洗研究所(北地区)HTTR原子炉施設の審査知見を反映するものとし、当該原子炉施設の審査進捗を踏まえて提示																	
第3条 試験研究用等原子炉施設の地盤	※ 同一敷地内に設置されている大洗研究所(北地区)HTTR原子炉施設の審査知見を反映するものとし、当該原子炉施設の審査進捗を踏まえて提示																	
第4条 地震による損傷の防止(耐震重要度分類)																		
第4条 地震による損傷の防止(耐震設計方針)																		
第4条 地震による損傷の防止(耐震重要度分類及び耐震設計方針を除く)	※ 同一敷地内に設置されている大洗研究所(北地区)HTTR原子炉施設の審査知見を反映するものとし、当該原子炉施設の審査進捗を踏まえて提示																	
第5条 津波による損傷の防止(耐津波設計方針)																		
第5条 津波による損傷の防止(耐津波設計方針を除く)	※ 同一敷地内に設置されている大洗研究所(北地区)HTTR原子炉施設の審査知見を反映するものとし、当該原子炉施設の審査進捗を踏まえて提示																	
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(重要安全施設選定等)																		
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(航空機落下確率評価)																		
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻:耐竜巻設計方針(設計竜巻の最大風速の設定を含む))																		
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻:評価結果)																		
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山:耐降下火砕物設計方針(設計降下火砕物荷重の設定を含む))																		
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山:評価結果)																		
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災:耐外部火災設計方針)																		
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災:評価結果)																		
第8条 火災による損傷の防止(火災防護対象施設選定)																		
第8条 火災による損傷の防止(設計方針)																		
第8条 火災による損傷の防止(評価結果)																		
第9条 溢水による損傷の防止等(溢水防護対象施設選定)																		
第9条 溢水による損傷の防止等(設計方針)																		
第9条 溢水による損傷の防止等(評価結果)																		
第53条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止(炉心の著しい損傷に至る可能性があるとして想定する事故の選定)																		
第53条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止(炉心損傷防止措置)																		
第53条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止(格納容器破損防止措置)																		
第53条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止(使用済燃料貯蔵設備の冷却機能を喪失する事故の選定及び使用済燃料損傷防止措置)																		
第53条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止(大規模損壊)																		

注: 審査進捗及び準備状況を踏まえ、スケジュールを変更する場合には別途相談の上、提示時期を調整させていただきたい(可能な限り前倒しでの提示に努力)。